



新たな観光資源の開発

「大雪旭岳源水」のオープン

平成16年9月1日オープン
1日6,600トンの豊富な湧き水が湧出し、町外からも多くの人々が来訪している。



地域コミュニティ活動の推進 (地域の自立)

地域自治推進室の設置

地域の住民が自ら考え、自ら実行し、地域の活力が行かせるための再編成の検討

新市町村合併特例法（平成17年度から5年間の時限法）
・平成17年度以降に合併する場合は、旧市町村単位に法人格を有する「区」（合併特例区）を5年間設置できる。
・地方交付税は最長5年間旧市町村単位で算定するが、有利な地方債などの財政措置はな

なお、国は今後各市町村合併を推進する方針は変えておらず、現在の市町村合併特例法が平成17年3月31日（本年度末）で期限切れとなるため新たな法律をつくりました。その概要は次のとおりです。お知らせします。

*

財務会
計制度
の改正
（支出
命令の
簡素化・
長期継
続契約
の対象
の拡大）



地方自治法の改正
・住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」を創設する
・人口10万人未満の市町村の収入役制度の廃止を認める
・議会の定例会の招集回数削減による
・地方自治法の改正

東川町は「自立した町づくり」を目指した施策を推進してまいりますが、今後、なお一層の行財政改革が必要です。
行政事務の簡素効率化は当然の事ですが、本年度見直しを行わなかった各種公共料金や非常勤特別職の月額報酬等についても見直す予定ですので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

以上のような取り組みのほか、上川中央部1市8町では各助役で構成する広域行政勉強会を行い、税金や使用料などの共同徴収やごみの共同処理などについて、広域行政の検討をしています。

現行の市町村合併特例法の改正
・平成17年3月31日までに議会の議決を経て合併申請を行い、平成18年度末までに合併した場合、現行の合併特例法を適用する。

総務大臣は市町村合併の基本方針を策定する。
・都道府県知事は、市町村合併の推進に関する構想を策定し、申請に基づいて、合併協議会に係るあつせん・調停を行うことができる。
・都道府県知事は、合併協議会設置の勧告を行うことができる。